

亀山市告示第121号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年5月24日

亀山市長 櫻井 義之

1 変更があった地縁による団体の名称

御旅町自治会

2 変更があった事項及びその内容

（1）代表者の氏名及び住所

変更前 麻生 隆

亀山市関町新所1321番地1

変更後 堤 大介

亀山市関町新所1657番地1

（2）事務所の所在地

変更前 亀山市関町新所1321番地1

変更後 亀山市関町新所1657番地1

3 変更の年月日

令和3年4月11日

4 変更の理由

（1）代表者の氏名及び住所

任期満了により自治会長が交代したため

（2）事務所の所在地

代表者の変更に伴う主たる事務所の所在地変更